

平成30年度 (一社) 茨城県建設業協会との意見交換会 回答趣旨 (1/2)

項 目	回 答 趣 旨
1. 公共事業予算の安定的な確保について	<p>今後の社会資本整備については、厳しい財政状況の下、ストック効果を重視した公共投資により経済成長を図り、経済再生と財政健全化の双方を実現するため、必要な公共事業予算を安定的・持続的に確保するよう努めて参ります。</p> <p>補正予算に関して、政府として編成についての方針が決まったとは承知をしておりません。当面は今年度予算の円滑かつ着実な執行に最大限取り組んでいきたいと考えています。</p>
2. 地元業者の受注機会の確保について	<p>1 総合評価方式の配点見直しについて</p> <p>2 新規参入の促進について</p> <p>地域の建設業は、社会基盤整備、維持修繕の担い手であると同時に災害時においては地域の守り手であり、工事発注においても将来にわたる品質確保や災害対応を含む地域維持の担い手確保への配慮が必要と認識しています。</p> <p>総合評価落札方式においては、国の実績を持たない地元企業の競争参加を促すため、「自治体実績評価型」や「技術提案チャレンジ型」の他、地域企業がより参加しやすいよう、配置予定技術者の技術力は評価対象とせず、企業の技術力の“地域精通度”や“地位貢献度”のみを評価する「地域防災担い手確保型」や試行を実施するなど、地域維持の担い手確保に取り組んでいるところです。</p> <p>引き続き平成30年度においてもこれらの取組を実施して参ります。</p> <p>また、「自治体実績評価型」や「技術提案チャレンジ型」の試行については、国の工事成績を持たない企業の競争参加数は少ない状況であることから、今後各建設業協会にもご協力を頂きながらアンケート調査等によりその要因を分析するとともに、公告時に試行工事であることをよりわかりやすく明示するなど、新規参入企業が参画しやすい方法を検討して参ります。</p>
3. 適正利潤の確保について	<p>1 現場の状況にあった歩掛等の見直しについて</p> <p>工事の積算にあたっては、土木工事標準積算基準書に基づき標準歩掛の適用範囲を確認し、採用歩掛を決定しています。施工条件等により標準歩掛の適用範囲外となるものについては、特別調査又は見積りの取得により歩掛を決定することとしております。</p> <p>変更積算時には、その歩掛を使用する金額が100万円未満の場合には施工者より徴収した見積りを採用し、100万円以上の場合には、特別調査において歩掛を決定しますが、その際には調査会社から施工者へ調査依頼を行うこととなります。</p> <p>また、維持修繕に関する工事においては、1日未満で作業が完了するような小規模施工の工種については、実際にかかる費用と積算額に乖離が見られることから、最低保障額として、作業時間が4時間未満の場合は機械・労務は半日分、4時間以上の場合は機械・労務は1日分を計上することとしています。</p> <p>ご意見について本省に伝えていくとともに、関東地方整備局としても、見直し・改善につなげられるよう現場の実態把握に努めて参ります。</p> <p>なお、標準歩掛の適用範囲内であっても現場条件等により発注者の積算との乖離が大きく、入札の不調・不落が発生している工事においては、予定価格の作成にあたり競争参加者の見積もりを活用する方式（見積活用方式）を適用しております。</p> <p>2 週休2日制の導入やICT施工に伴う対応について</p> <p>国土交通省では、平成30年4月1日以降に入札公告する工事のうち週休2日の確保に取り組む工事においては、現場の閉所状況に応じて各経費の補正を行うとともに、最新の施工実態等を踏まえ間接工事費、労務費及び機械経費（賃料）の各経費の補正係数を見直したところであり、関東地方整備局（直轄工事）においても、これにもとづき、価格に適正に反映していくこととしています。</p> <p>また、現場条件の変更等により、設計データを作成し直す必要が生じた場合、当初との設計条件の内容を監督職員と再確認し、設計変更ガイドラインに基づき、協議いただくようお願い致します。</p>

平成30年度 (一社) 茨城県建設業協会との意見交換会 回答趣旨 (2/2)

項 目	回 答 趣 旨
<p>4. 夏場における熱中症対策としての工期延長等について</p>	<p>■気温が一定以上となった場合の作業中止、それに伴う工期の延伸など、夏期における現場の熱中症対策としての工期見直し（工事期間の延長）をためらわず実施していただきますようお願い</p> <p>本年7月30日付で本省から整備局等に対して「工事現場等の安全対策について」が通知され、高温多湿な作業環境下での作業や熱中症対策において、必要な措置を講じ適切に対処すること、これに伴い工期の見直しも含め施工期間等の適正化に努めることとされたことから、各現場において適切に対処されるよう、周知徹底を図って参ります。</p> <p>■作業員の休憩増加に伴う工期の延長は、直ちに受注業者の追加費用に結び付くこととなりますので、工事費の増額につきまして合理的に認定していただきますよう対応をお願い</p> <p>作業の休止および休憩時間を確保、連続する作業時間を短縮に伴う工事費の増加に関するご意見については、本省に伝えて参ります。</p>
<p>5. 外国人労働者の受け入れについて</p>	<p>■今後の具体的な動き（内容）につきまして、逐次、情報提供していただきますようお願い</p> <p>本年6月に閣議決定されました「経済財政運営と改革の基本方針2018」（骨太の方針）において、新たな在留資格の創設によって、外国人材の受け入れを拡大していく方針が示されたところです。</p> <p>なお、先月開催されました「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」において、国土交通省としても、建設分野において新たな制度を活用した外国人材の受入れについて検討を進める方針が表明されたところです。</p> <p>今後は、この新たな在留資格の創設に係る入管法の改正をはじめ、政府としての基本方針や業種別の受入方針の決定等が想定されますが、こうした動向については、業界内に誤解や混乱を与えないよう留意しながら、可能な範囲において、適時・適切な情報提供に努めて参ります。</p>